

# 定期報告書の記載及び提出に係る留意事項

## はじめに

令和7年9月に飼養衛生管理基準が改訂されたことに伴い、定期報告書の様式が新しくなりました。記載内容を機械で読み取るため、従来の様式と体裁が大きく変わっております。皆様にはお手数をおかけいたしますが、ご対応のほどよろしくお願ひします。

## I 記載上の留意事項

- (1) 定期報告書は、農場ごとに作成して、家畜保健衛生所又は地方振興事務所畜産振興部に提出してください。様式の部数が不足する場合、複写してください。なお、様式は、県ホームページからもダウンロードできます。  
(クリックするとホームページに移動します。しない場合はURLを入力して下さい)  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/boueki/shiyou-teikihoukoku.html>
- (2) 書類の作成者は、家畜の所有者又は飼養衛生管理者となります。
- (3) 報告事項は、令和8年2月1日時点のものとしてください（空舎の場合は、直近の飼養等羽数を記載）。
- (4) 様式別の記載上の留意事項は、次頁から記載

## II 提出に係る留意事項

家保への提出期限は、各家保が設定

## III 提出及び問い合わせ先

【大河原地域】大河原家畜保健衛生所

〒989-1243 大河原町字南129-1

電話0224-53-3111(代表)

【仙 台 地 域】仙台家畜保健衛生所

〒983-0832 仙台市宮城野区安養寺3-11-22 電話022-257-0921

【大 崎 地 域】北部家畜保健衛生所

〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1

電話0229-91-0701(代表)

【栗 原 地 域】北部地方振興事務所畜産振興部

〒987-2251 栗原市築館藤木5-1

電話0228-22-2111(代表)

【登 米 地 域】東部家畜保健衛生所

〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 電話0220-22-6111(代表)

【石 卷 地 域】東部地方振興事務所畜産振興部

〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7番地

電話0225-95-1411(代表)

本調査で得られた情報は、家畜防疫及び畜産振興を目的とし活用しますが、それ以外の目的には使用しません。

## 1 基本情報

(1) 「農場名」「郵便番号」「住所」「電子メール」「電話番号」「FAX」「氏名」の記載を誤った場合は、各項目の下の「※訂正欄」に正しい内容を記載してください。

(2) 飼養衛生管理者の氏名及び連絡先 (必須)

※ 複数農場を所有する場合、各農場の「飼養衛生管理者」が必要

※ 飼養衛生管理者が複数存在する場合は、4ページ目(紙の様式の場合)に2人目の情報を記載してください。

※ 家畜の飼養頭羽数は、令和8年2月1日時点の飼養頭羽数

※ 月齢は下記の表を参照

(3) 定期報告に係る月齢区分と生年月日について

畜種	区分	月齢	生年月日
乳用牛	成牛	満24月以上	R6.2.1以前生まれ
	育成牛	満4月～24月末満	R6.2.2～R7.10.1生まれ
	子牛	4月末満	R7.10.2以降生まれ
肥育牛	成牛(肥育後期の牛)	満24月以上	R6.2.1以前生まれ
	肥育前期の牛	満9月～24月末満	R6.2.2～R7.5.1生まれ
	育成牛	満4月～9月末満	R7.5.2～R7.10.1生まれ
	子牛	4月末満	R7.10.2以降生まれ
肉用繁殖牛	成牛	満24月以上	R6.2.1以前生まれ
	育成牛	満4月～24月末満	R6.2.2～R7.10.1生まれ
	子牛	4月末満	R7.10.2以降生まれ
豚	繁殖豚(雌・雄)	満12月以上	R7.2.1以前生まれ
	繁殖豚(育成)	満3月以上12月末満	R7.2.2～R7.11.1生まれ
	肥育豚(子豚を除く)	—	—
	子豚	満3月末満	R7.11.2以降生まれ
採卵鶏	成鶏	満150日以上	R7.9.4以前生まれ
	育成鶏	満150日未満	R7.9.5日以降生まれ

## 2 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

- 各項目の該当する□にチェックマーク(□)を付けてください。
- 項目3の資料として、農場で作成した「飼養衛生管理マニュアル」を添付してください。(マニュアルのひな形を県HPに掲載しておりますので、参考にしてください。)
- 大規模所有者の場合は、「従業員が特定症状を確認した場合に、家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し」も添付してください(飼養衛生管理マニュアルに記載があれば、兼用可)。

※大規模所有者とは、以下の頭羽数以上の家畜の所有者をいいます。

家畜の種類	飼養頭数
満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛、交雑種に限る）	200頭以上
満24月以上のその他の牛	
満4月以上満17月末満の肥育牛（乳用種の雄牛、交雑種に限る）	3,000頭以上
満4月以上満24月末満のその他の牛	
水牛・馬	200頭以上
鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	3,000頭以上
鶏、うずら	10万羽以上
あひる、きじ、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥、七面鳥	1万羽以上

- 飼養頭数が以下に該当する場合（小規模農場）は、**[2]**及び**[3]**の提出は不要です。

畜種	飼養頭数
牛、水牛、馬	1頭
豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿	6頭未満
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥	100羽未満
だちょう、エミュー	10羽未満

### 3 飼養衛生管理基準遵守状況チェックリスト項目11及び項目13関連事項

本様式の内容は、定期報告の添付資料として定められているものです。様式に沿って、記載をお願いします。※小規模農場（前頁を参照）の場合は、提出不要です。

#### 1 埋却地の確保状況（項目11関連）

（1）埋却地確保済みの場合は、下記について記載願います。

- 埋却用地の所在地
- 埋却用地が自己の所有する土地でない場合は、その所有者の氏名又は名称、及び、当該土地の利用に関する契約の内容
- 埋却用地の面積・利用状況
- 農場から埋却用地までの距離
- 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無、及び、その説明に対する当該関係者の承諾の有無
- その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項

（2）死体の処理に必要な焼却施設等を確保している場合は、下記について記載願います。

- 焼却・化製のための施設に関する情報
- 農場からの距離
- 近隣住民・関係者への説明及び承諾の有無

（3）埋却地・焼却施設等の確保が困難な場合において、都道府県知事が構する土地の確

保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行っているか、行っている場合にはその内容について回答願います。

2 畜舎ごとの飼養密度（項目13関連）

- ・畜舎ごと又は畜房ごとの広さ（横×縦の長さ）を記載してください。
- ・舎又は房単位での平均飼養頭数を記載してください。  
※採卵鶏はケージの大きさ及び収容羽数を記載